

有価証券換価後金銭供託通知書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付の供託命令（供託命令通知第 号）により供託された有価証券については、関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 6 2 条の 8 第 3 項（同令第 6 5 条において準用する場合を含む。）又は同令 6 2 条の 1 5（同令第 6 5 条において準用する場合を含む。）において準用する同令第 6 2 条の 8 第 3 項の規定に基づき換価の上、輸出差止申立て等又は輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則（平成 6 年法務省・大蔵省令第 5 号）第 4 条第 2 項（同規則第 11 条において準用する場合を含む。）又は同規則 7 条の規定により供託したので、同条第 4 項（同規則第 11 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき通知します。

(添付書類)

供託書正本の写し 1 部